

BIM 図面審査における  
確認申請図書表現標準  
(初版 令和8年3月24日版)

ピンク部分：初版（令和8年2月）  
からの変更部分

令和8年3月24日

建築 BIM 推進会議 審査 TF

## 改定履歴

改定番号	改定日	改定事由	主な改定内容
初版	令和8年2月	—	—
令和8年3月24日版	令和8年3月24日	・修正等	・軽微な修正等（p.13 求積図の寸法等）

## 目次

1	はじめに .....	1
2	意匠分野 .....	2
2-1	凡例 .....	2
2-2	特記事項 .....	10
2-3	その他の図表現.....	13
3	構造分野 .....	17
3-1	凡例 .....	17
3-2	その他の図表現.....	18
4	設備分野 .....	25
4-1	凡例 .....	25

(白紙)

## 1 はじめに

建築主事等又は指定確認検査機関が審査を行う上で、図書に記された記号や文章が何を意味しているのかを正確に把握することは、円滑な審査の実施において必要不可欠である。一方で、それらの記号や文章は、設計者ごとに様々な表現が存在し、表現意図の確認や修正等に伴うやりとりなどが、申請および審査の効率性を下げる一つの要因となっている。

本表現標準は、これらの記号や文章に共通のルールを定めることにより、円滑な審査の実施や設計者の作業手間の削減等を目的として定めるものであり、BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に拠ることを推奨するものである。

凡例は、記号や略語を用いて法令で求められる部分を明示する場合に、使用する略語や記号などの意味を説明するものであり、特記事項は、計画建築物の各部分で法適合を満たしていることを箇条書きにまとめた文章である。また、図表現については、確認申請で提出される図書のうち頻度の高いものを中心に整理しており、BIM が持つ属性情報を抽出して、その内容を図に表現することを基本としている。

なお、通常の確認申請においても、本表現標準に準じた表現を行うことにより、一定の効果はあるものと考えられることから、図書の作成にあたっては参考にされたい。

## 2 意匠分野

意匠分野について法令で求められる部分を明示する場合の標準的な凡例は以下に記載しており、これに準拠した凡例を用いることを推奨する。標準的な凡例には、図記号と文字記号や、複数の図表現（パターン A, B 等）を併記している。これは、使用する BIM ソフトウェアの違いや使いやすさを考慮して作成されたものであり、設計者の判断により、任意の表現を採用されたい。

### 2-1 凡例

#### 1) 防火設備等（防火設備、シャッター、戸）関係

##### ■特定防火設備

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	特		赤	特定防火設備（令第 112 条第 1 項）
②	特 <sub>1</sub>	[特]1	赤	常時閉鎖式特定防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	特 <sub>2</sub>	[特]2	赤	常時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④	(特) <sub>1</sub>	(特)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤	(特) <sub>2</sub>	(特)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

##### ■防火設備

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	防		赤	防火設備（法第 2 条第 9 号の 2 口）
②	防 <sub>1</sub>	[防]1	赤	常時閉鎖式防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
③	防 <sub>2</sub>	[防]2	赤	常時閉鎖式防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）
④	(防) <sub>1</sub>	(防)1	赤	随時閉鎖式防火設備（令第 112 条第 19 項第 1 号）
⑤	(防) <sub>2</sub>	(防)2	赤	随時閉鎖式防火設備 遮煙性能あり（令第 112 条第 19 項第 2 号）

## ■遮炎時間の別による防火設備（ここでは例として、10分間防火設備を示す。）

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	10 防		赤	防火設備（令第112条第12項）
②	10 防 <sub>1</sub>	10[防]1	赤	常時閉鎖式10分間防火設備（令第112条第19項第1号）
③	10 防 <sub>2</sub>	10[防]2	赤	常時閉鎖式10分間防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
④	10 (防) <sub>1</sub>	10(防)1	赤	随時閉鎖式10分間防火設備（令第112条第19項第1号）
⑤	10 (防) <sub>2</sub>	10(防)2	赤	随時閉鎖式10分間防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）

## ■シャッター

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	SS		赤	特定防火設備（令第112条第1項）（シャッター）
②	(SS) <sub>1</sub>	(SS)1	赤	随時閉鎖式特定防火設備シャッター（令第112条第19項第1号）
③	(SS) <sub>2</sub>	(SS)2	赤	随時閉鎖式特定防火設備シャッター 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
シャッターの位置を明確にするため、壁と異なる線種（一点鎖線や二点鎖線など）とする				
④	— . — . —		黒	シャッター
⑤	(SS)1 — . — . —		赤	組み合わせで、防火シャッターの位置とその構造方法を表示する（左記は文字記号の例）。

## ■不燃戸

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	不		赤	不燃戸
②	☐	[不]	赤	常時閉鎖式不燃戸
③	◯	(不)	赤	随時閉鎖式不燃戸

## ■戸

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	☐ <sub>2</sub>	[不] <sub>2</sub>	赤	常時閉鎖式戸 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
②	◯ <sub>2</sub>	(戸) <sub>2</sub>	赤	随時閉鎖式戸 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）

□参考：大臣認定（例として、10分間防火設備の作動性能）

	凡例		色	凡例の内容
	図記号	文字記号		
①	10☐ <sup>CS</sup> <sub>2</sub>	10(防)2CS	赤	熱感知器連動CATをCT、煙感知器連動CASをCSを添え字として、表示

## ●補足説明（防火設備等において共通）

◎常時閉鎖式、随時閉鎖式の作動について

- ・常時閉鎖式は、☐、[ ]で囲む。
- ・随時閉鎖式は、◯、( )で囲む。
- ・作動しない防火設備等は囲まない。

◎随時閉鎖式の凡例の内容について

「凡例の内容」の欄には、熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器の別を示してもよい。（記載例：煙感知器連動防火設備）

◎遮煙性能について

遮煙性能の表現は、数字とアルファベットの2通りがあり、本表では、数字の場合の例を示している。

- ・数字の場合は、遮煙性能なし1、遮煙性能あり2（文字記号例：[防]1，[防]2）
- ・アルファベットの場合は、遮煙性能なしは添え字なし、遮煙性能ありS（文字記号例：[防]，[防]s）

◎添え字について

遮煙性能の添え字は、防火設備等の右側に下付き又は半角で示す。（文字記号例：下付き[防]<sub>1</sub>，半角[防]1）

## 2) 壁又は床関係

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A		赤	防火区画（兼防煙区画）
	B		赤	防火区画（兼防煙区画）
			紫	異種用途区画（兼防煙区画）
②			オレンジ	・ 界壁 ・ 防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画）
③			オレンジ	・ 防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画） ・ 小屋裏又は天井裏のみに設ける防火上主要な間仕切壁
④			緑	防煙区画（防煙壁は排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上（戸の上部が 30cm 以上の壁も含む））
⑤			緑	防煙垂れ壁 （防煙壁は排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）
⑥	A		緑	可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）（手動降下装置付）
	B		緑	可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ 50cm 以上）（手動降下装置付）

## ●補足説明

## ◎防火区画

- ・ ①A は、防火区画を赤線に表示したもの。
- ・ ①B は、異種用途区画を紫線とし、それ以外の防火区画の壁又は床を赤線に表示したもの。

## ◎令第 114 条区画

- ・ 界壁は令第 114 条第 1 項、防火上主要な間仕切壁は令第 114 条第 2 項のことである。
- ・ ③は、垂れ壁や小屋裏又は天井裏のみに設ける壁を破線に表示したもの。

## ◎防煙区画

- ・ ⑥は、可動防煙垂れ壁であって、A は図記号、B は文字記号でそれぞれ表示したもの。




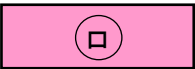
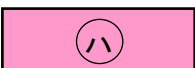
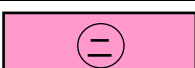
3) 防火・防煙区画面積関係 (単位: m<sup>2</sup>)

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A	FA: * * m <sup>2</sup>	赤	防火区画面積
	B	FA: * * m <sup>2</sup>		
②	A	SA: * * m <sup>2</sup>	緑	防煙区画面積
	B	SA: * * m <sup>2</sup>		

## ●補足説明

- ・①A は防火区画面積を囲み、①B は囲まないもの。②の防煙区画面積も同じ。

## 4) 排煙設備関係

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①			水色	自然排煙
②			黄緑	機械排煙
③			水色	煙排出方向
④	A	●OP	赤	排煙手動開放装置 (高さ 80cm 以上 1.5m 以下の位置 (吊り下げの場合は約 1.8m の高さに設ける))
	B	●		
⑤	A		白	令第 126 条の 2 第 1 項第一号から第四号
	B	126-2/1/※		令第 126 条の 2 第 1 項第一号から第四号 / ※は該当号又は文言
	C	※※※		
⑥	A		ピンク	H12 建告第 1436 号第三号ロ
				H12 建告第 1436 号第三号ハ
				H12 建告第 1436 号第三号ニ

	パターン	凡例	色	凡例の内容
		ホ		H12 建告第 1436 号第三号ホ
		①		H12 建告第 1436 号第三号へ(1)
		②		H12 建告第 1436 号第三号へ(2)
		③		H12 建告第 1436 号第三号へ(3)
		④		H12 建告第 1436 号第三号へ(4)
		⑤		H12 建告第 1436 号第三号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第三号ト
	B	口	ピンク	H12 建告第 1436 号第三号口
		ハ		H12 建告第 1436 号第三号ハ
		ニ		H12 建告第 1436 号第三号ニ
		ホ		H12 建告第 1436 号第三号ホ
		へ1		H12 建告第 1436 号第三号へ(1)
		へ2		H12 建告第 1436 号第三号へ(2)
		へ3		H12 建告第 1436 号第三号へ(3)
		へ4		H12 建告第 1436 号第三号へ(4)
		へ5		H12 建告第 1436 号第三号へ(5)
	C	口	白	H12 建告第 1436 号第三号口
		ハ		H12 建告第 1436 号第三号ハ
		ニ		H12 建告第 1436 号第三号ニ

	パターン	凡例	色	凡例の内容
		ホ		H12 建告第 1436 号第三号ホ
		へー 1		H12 建告第 1436 号第三号へ(1)
		へー 2		H12 建告第 1436 号第三号へ(2)
		へー 3		H12 建告第 1436 号第三号へ(3)
		へー 4		H12 建告第 1436 号第三号へ(4)
		へー 5		H12 建告第 1436 号第三号へ(5)
		ト		H12 建告第 1436 号第三号ト

## ●補足説明

## ◎手動開放装置（排煙オペレーター）

- ・④A は添え字をしたもの、④B はしないものを示す。

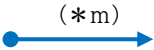
## ◎令第 126 条の 2 第 1 項ただし書きのうち、第一号から第四号について

- ・⑤A は、白色のみ（例えば、同項第二号の学校など、建築物全体で適用されるケースを想定しており、この場合の凡例の内容は「令第 126 条の 2 第 1 項第二号」となる）
- ・⑤B は、白色かつ囲み文字（例えば、同項第一号の区画された部分を指す場合、当該部分に 126-2/1/1 と表示する）
- ・⑤C は、白色かつ文字（例えば、同項第一号の区画された部分を指す場合、当該部分に「令第 126 条の 2 第 1 項第 1 号」と表示する）

## ◎排煙告示

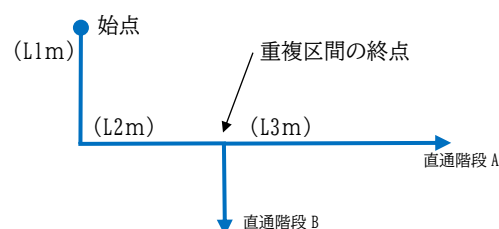
- ・平成 12 年建設省告示第 1436 号第三号ロからトについて、⑥A はピンク色かつ囲み文字、⑥B はピンク色かつ文字、⑥C は白色かつ文字

## 5) 歩行距離関係 (単位: m)



	凡例	色	凡例の内容
①		青	歩行距離

## ●補足説明 (右図参照)

- ・ L1 から L3 までの数値は、屈折又は分岐する部分までの歩行距離の長さを示しており、直通階段Aまでの歩行距離は、L1、L2、L3を合計したものである。
- ・ 2以上の直通階段を設ける場合の重複区間の長さは、重複区間の終点までのL1とL2を合計したものであり、当該終点には直通階段Bへ向かう方向(矢印)を明示する。なお、他の線と区別するため、破線で示してもよい。





## 6) 有効幅関係 (単位: m, cm, mm)

	パターン	凡例	色	凡例の内容
①	A		黒	廊下、敷地内通路などの有効幅員
	B			

## ●補足説明

- ・ ①A は当該幅の位置を矢印で示し、有効幅員を[ ]で表示する。①B は囲み文字で当該幅の位置と有効幅員を表示する。

## 7) 非常用の進入口等関係

	凡例	色	凡例の内容
①		赤	非常用進入口 (有効: 幅 75cm 高さ 1.2m 以上、下端 FL+80cm 以下。赤色燈及び赤色正三角形を設ける)
			代替進入口 (有効: 幅 75cm 高さ 1.2m 以上又は 1m 以上内接円)

## ●補足説明

- ・ ①上段は令第126条の6本文の非常用の進入口を、下段は同条第二号の代替進入口を示している。

## 8) 延焼のおそれのある部分関係 (単位: m、cm、mm)

	凡例	色	凡例の内容
①	*** — . . — . . —	赤, オレン ジ, 黄, 黒等	延焼のおそれのある部分

## ●補足説明

- ・一階にあっては3m、二階以上にあっては5mの距離を、R2 国交告 197 号による場合は、その距離に応じた線を表示し、その数字を\*\*\*に表示する。また、色は、当該図書の色彩に合わせて、識別しやすい色を選択する。

## 2-2 特記事項

## 1) 石綿等の衛生上の措置 (法第 28 条の 2、令第 20 条の 4 ほか)

- ・石綿、吹付石綿、吹付ロックウール (含有石綿 0.1%超) は使用しない。
- ・シックハウス対策としてクロルピリホスを使用せず、かつ、告示対象建築材料以外の建築材料又は F☆☆☆☆等級を使用する。

## 2) 非常用エレベーターの乗降ロビー (法第 34 条、令第 129 条の 13 の 3)

- ・乗降ロビーには、避難階における避難経路、その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する。

## 3) 廊下の幅 (法第 35 条、令第 119 条)

- ・廊下の有効幅員は、両側居室にあっては 1.6m 以上、その他の廊下にあっては 1.2m 以上とする。

## 4) 二以上の直通階段 (法第 35 条、令第 121 条)

- ・避難上有効なバルコニーの面積は、避難設備部分を除き 2 m<sup>2</sup>以上、奥行 75cm 以上とする。
- ・出入口の戸は、幅 75cm 以上、高さ 180cm 以上、下端高さ 15cm 以下とする。

## 5) 屋外への出口等の施錠装置の構造等 (法第 35 条、令第 125 条の 2)

- ・屋外への出口等の施錠装置の構造等は、屋内からかぎを用いることなく解錠できるものとし、かつ、解錠方法を表示する。

## 6) 屋上広場等 (法第 35 条、令第 126 条)

- ・階段の踊り場、吹抜き部分、バルコニー等にある手すりの高さは、1.1m 以上とする。

## 7) 排煙設備（法第 35 条、令第 126 条の 2、第 126 条の 3）

- ・階段、EV 昇降路、PS、EPS 及び DS 等は、令第 126 条の 2 第 1 項三号とする。
- ・戸の上部の防煙壁が、排煙有効高さ下端又は 50cm に満たない場合は、戸を常時閉鎖又は煙感知式随時閉鎖の不燃戸（当該戸が両開き及び親子の戸である場合には、順位調整器を設け、当該戸は防火戸も含む）とし、戸の上部には 30cm 以上の防煙壁を設ける。
- ・引き違い窓等のクレセントの高さは、床面から 80cm 以上 1.5m 以下に設ける。
- ・排煙窓の開放角度は、45 度以上とする。

## 8) 非常用の進入口（法第 35 条、令第 126 条の 6、第 126 条の 7）

- ・共同住宅に設ける代替進入口は、昭和 46 年 12 月 3 日住建発第 85 号による。
- ・代替進入口は、外部から開放できる構造とするなど、進入を妨げる構造としない。

## 9) 無窓居室の主要構造部（法第 35 条の 3、令第 111 条）

- ・無窓居室（令第 111 条）は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造るものとする。

## 10) 階段、踊り場（法第 36 条、令第 23 条から第 25 条まで）

- ・階段に係る基準を表形式で記載する。

## 【推奨案 1】

名称	階段 A	令 23 条
種別	屋内直通階段	1 項（3）
階段幅	1250 mm	1200 mm 以上
踊場幅	1250 mm	1200 mm 以上
踏面	250 mm	240 mm 以上
蹴上	185 mm	200 mm 以下
踏幅	—	
手摺の出幅は、10 cm 以下		

## 【推奨案 2】

階段 A（屋内直通）	
階段幅	1200 mm 以上
踊場幅	1200 mm 以上
踏面	240 mm 以上
蹴上	200 mm 以下
踏幅	—

## 11) 防火区画（法第 36 条、令第 112 条）

- ・防火区画表示以外の PS、EPS、DS は、水平区画とする。
- ・防火戸の面積は、3 m<sup>2</sup>以内とする。
- ・潜り戸は、その大きさが幅 75cm 以上、高さ 1.8m 以上、下端高さ 15cm 以下とする。
- ・両開き、及び親子の防火戸には、順位調整器を設ける。
- ・防火シャッターには、閉鎖作動時の危害防止機構等を設ける。
- ・面積区画について、2 以上の防火区画に接する外壁にスパンドレルの記載がないものは、それらの床面積の合計とする。
- ・スパンドレルの幅は 90cm 以上とする。（ただし、折り返し方向は図示する）
- ・スパンドレルに代わる庇等の出寸法は、50cm 以上とする。（ただし庇の図示はする）

## 12) 建築材料（法第 37 条、令第 144 条の 3）

- ・法第 37 条の指定建築材料は、JIS・JAS 適合品又は大臣認定品を使用する。

## 13) 道路内の建築制限（法第 44 条）

- ・法第 42 条第 2 項の規定による道路後退部分を含み、建築物（門・塀含む）又は擁壁は、道路内に設けない。

## 14) 容積率（法第 52 条、令第 2 条）

- ・防災備蓄倉庫には備蓄倉庫である旨（表札など）を表示する。

## 15) 後退距離の算定の特例（法第 56 条、令第 130 条の 12）

- ・道路境界線に沿って設ける後退距離内のポーチ、門、塀は、令第 130 条の 12 によるものとする。

## 16) 補強コンクリートブロック造（法第 20 条、令第 62 条の 8）

- ・補強コンクリートブロック造の塀は、令第 62 条の 8 によるものとする。

## 17) その他関係規定

- ・都市計画法に基づく開発許可は不要。
- ・都市計画法に基づく建築許可は不要。
- ・宅地造成、及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する許可は不要。

## 2-3 その他の図表現

### 1) 求積に関する表記等について

#### ① 求積図・求積表に関する表記方法について

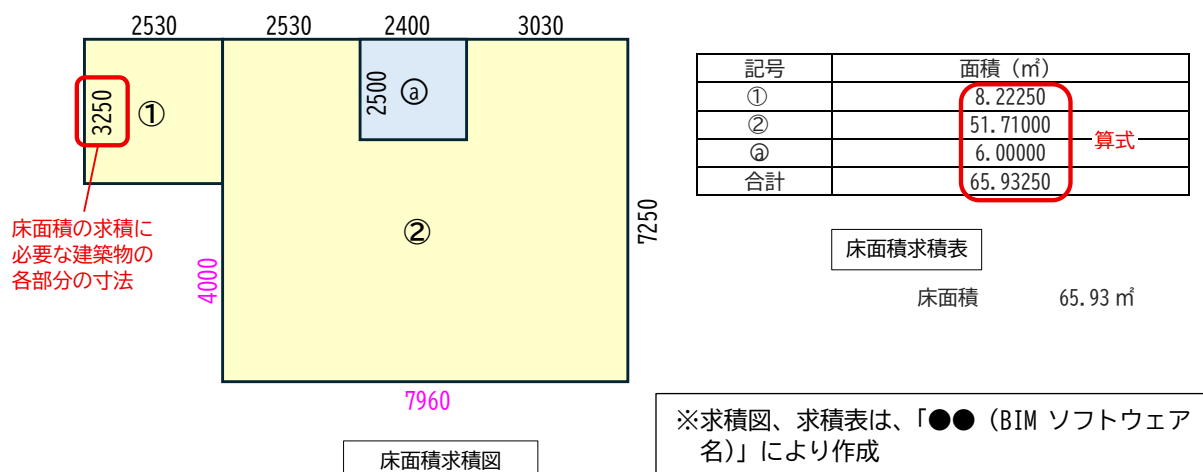
床面積求積図、敷地面積求積図及び建築面積求積図などの作成に当たり、BIMの機能により面積を算出する場合は、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル（一般建築物用）※」に準じ、三斜求積図によらないことができる。

この場合においては、床面積求積図の算定範囲を求積図に色分けその他の方法により明示するとともに、求積に用いた建築物の各部分の寸法及び算式並びに使用したBIMソフトウェアの種類を明示する。

また、求積に用いた建築物の各部分の寸法については、床面積求積図において算定範囲を明確にしたうえで、床面積求積表にまとめて記載することもできる。

なお、床面積求積図においては、当該求積範囲を明確に確認できるよう、平面図を重ね合わせて表示することが望ましい。

#### ■ 図表現の例



※「建築確認手続き等の運用改善マニュアル（一般建築物用）」平成22年3月

（発行：一般社団法人 新・建築士制度普及協会、協力：国土交通省住宅局建築指導課）p.64

#### 4. その他運用の円滑化に係る事項

##### (1) 「求積図」に係る記載について

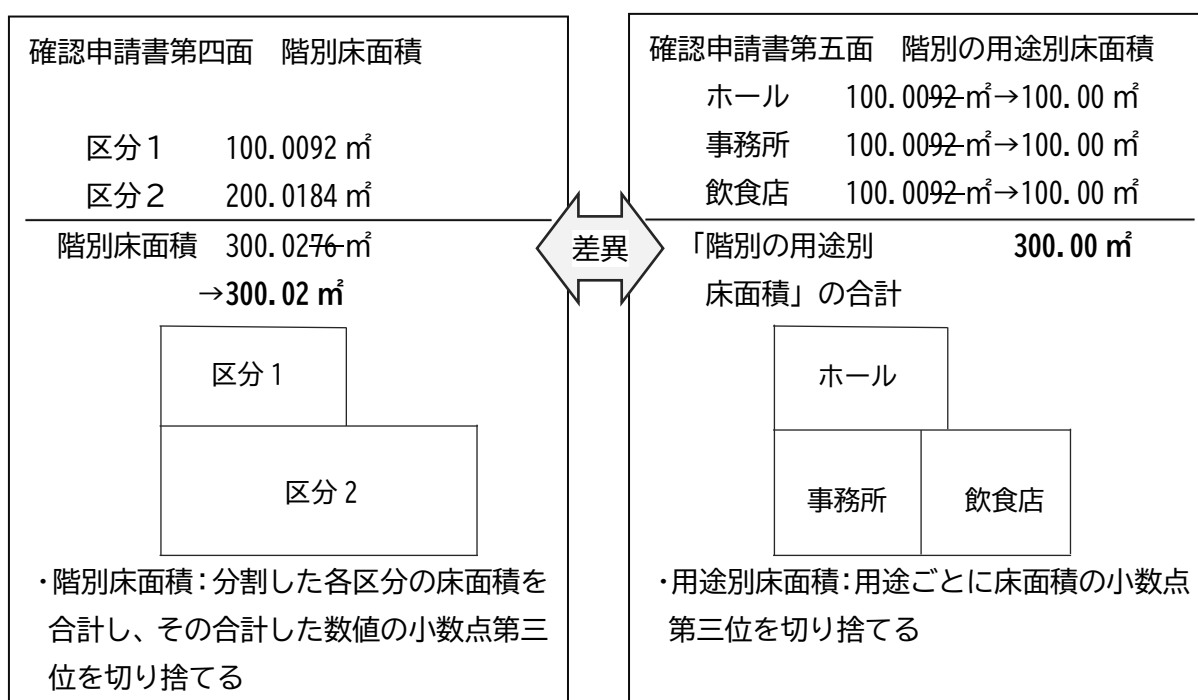
○床面積求積図については、CAD等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。

規則第1条の3第1項の表1、表2及び第4項の表1の図書である床面積求積図、敷地面積求積図、建築面積求積図については、作図にあたり、CAD等を用いる場合にあっては、三斜求積図とする必要はありません。ただし、求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式については、明示することが必要となります。また、作図にあたり使用したCAD等の種類を明示してください。

② 確認申請書（計画通知を含む）における床面積の記載について

確認申請書（計画通知を含む）の第三面から第六面に記載する面積の合計値に、端数処理に起因する差異が生じる場合は、その旨を当該面の備考欄に記載すること。

■確認申請書「(第四面) 階別床面積」の値と「(第五面) 階別の用途別床面積」の合計値に差異が生じる場合の例



◇確認申請書の第四面の説明の例：

第四面の【12.床面積】【イ.階別】の値と第五面【7.用途別床面積】の合計値の差異は、端数処理によることを確認した。

■確認申請書「(第三面) 延べ面積」と「(第四面) 床面積の合計値」に差異が生じる場合の例

床面積求積表の床面積 (m <sup>2</sup> )		確認申請書第四面【12.床面積】(m <sup>2</sup> )	
建築物の番号		建築物の番号	【ロ.合計】
1	1,500.1380	1	1,500.13
2	100.0276	2	100.02
3	100.0276	3	100.02
		(合計)	(1,700.17)
合計	1,700.1932	確認申請書第三面 【11.延べ面積】 【イ.建築物全体】(m <sup>2</sup> )	
	→1,700.19	差異 1,700.19	

◇確認申請書の第三面の説明の例：

第三面の【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の数値と第四面の【12.床面積】【ロ.合計】の各棟の合計値の差異は、端数処理によることを確認した。

## 2) 床面積求積表、採光・換気・排煙等の検討に係る計算書等、室内仕上げ表

## ■床面積求積表（法第52条、第92条、令第2条）

階	床面積 (㎡)													
	イ	限度算定用		容積率の算定に算入しない部分										
		ワ	カ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
建築物全体	住宅の部分	老人ホーム等の部分	地階の住宅又は老人ホーム等の部分	エレベーターの昇降路の部分	共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分	認定機械室等の部分	自動車車庫等の部分	備蓄倉庫の部分	蓄電池の設置部分	自家発電設備の設置部分	貯水槽の設置部分	宅配ボックスの設置部分	その他の不算入部分	
3階	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
2階	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
1階	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
延べ面積	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
容積率の算定に算入しない部分の限度				ワ+カの1/3	限度無し	限度無し	限度無し	イの1/5	イの1/50	イの1/50	イの1/100	イの1/100	イの1/100	限度無し
容積率の算定に算入しない部分の床面積	...			...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
ヨ														
容積率の算定の基礎となる延べ面積	...													

## ●補足説明

- ・床面積求積表の項目は、確認申請書第三面記載の【11.延べ面積】の項目順と合わせる。

■採光・換気・排煙の開口部算定表

(採光：法第 28 条、第 35 条、第 35 条の 3、令第 19 条、第 20 条、第 111 条、第 116 条の 2、  
換気：法第 28 条、令第 20 条の 2、第 129 の 2 の 5、  
排煙：法第 35 条、第 35 条の 2、令第 126 条の 2、第 126 条の 3、第 128 条の 3 の 2)

階	室名	室面積	天井高さ	居室/非居室	採光					換気		
					割合	必要面積	補正係数	採光有効面積	判定	必要面積 1/20	換気有効面積	判定
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

排煙			備考
必要面積 1/50	排煙有効面積	判定	
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

●補足説明

- ・室ごとに、採光・換気・排煙の検討に必要な事項を示す。ただし、複数の室にまたがる検討する場合は、当該室をまとめて表現してもよい。
- ・採光の「割合」は、法第 35 条及び第 35 条の 3、第 28 条に規定された値を用いる。
- ・有効な部分の開口部の面積算定に必要な寸法は、別途平面図又は他の図面に明示する。

■各室仕上げ表（法第 35 条の 2、令第 128 条の 3 の 2、第 128 条の 4、第 128 条の 5）

階	室名	内装制限		使用材料(壁)		使用材料(天井)		備考
		下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...

防火材料一覧表	
使用材料	大臣認定番号

●補足説明

- ・室ごとに、内装制限で必要となる種別と各部位の下地・仕上を示す。防火材料の種別は別途一覧で示す。

## 3 構造分野

### 3-1 凡例

構造分野について法令で求められる部分を明示する場合の標準的な凡例は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課が定める下記の基準類を基に、概ね共通化された表現が用いられている。そのため、BIM 図面審査における確認申請図書表現標準においては、特に標準とする凡例は定めない。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課が定める基準類

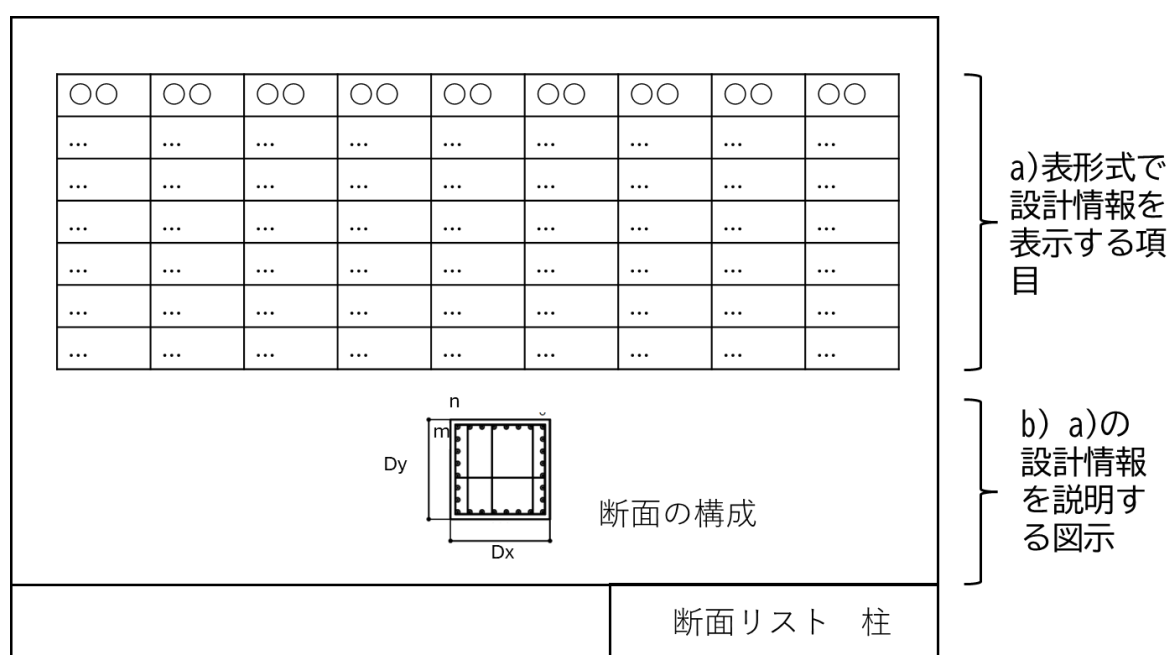
基準類	凡例の出典
建築工事設計図書作成基準	別表 2. 材料構造表示記号
建築工事設計図書作成基準の資料	資料 1. 略号

### 3-2 その他の図表現

構造図における部材リストとは、図面に記載すべき材料、寸法及び仕様等を体系的に整理し、表又は記号により明示するものである。部材リストの表現方法としては、主に以下の二つの形式が用いられる。

- (1) 文字情報に加え、各部材断面を図示して表記する形式
- (2) 各部材断面を図示せず、文字情報のみを表形式により表記する形式  
(以下、「表形式の部材リスト」という)

例として、下図に表形式の部材リストのイメージを示す。



表形式の部材リストは、BIMによる作図が普及することに伴い、構造設計情報(材料、断面寸法、強度、長さ等)を属性として一元的に保持・管理することができるため、当該仕組みを活用し、構造設計情報から必要情報を抽出・集計して表現方法として、広がりつつある。

表形式の部材リストを用いる場合に、確認申請において必要かつ十分な情報が確実に記載され、審査者が理解するために、構造図として設計情報を表形式で表示する項目と、当該設計情報を説明する図示について、推奨する表現内容を次頁以降に示す。

対象部材は、構造耐力上主要な部分のうち、柱(鉄骨造の柱脚を除く)、大ばり、耐力壁、斜材、小ばり、片持ちばり及び間柱とする。なお、床版については、配筋情報等を表形式により示す運用が既に一般的であるため、本整理の対象とはしない。

また、次頁以降「※」で示す項目については、表形式の部材リストに当該項目を記載せず、他の図面により当該情報を表現する場合には、表形式の部材リストへの記載を省略することができる。

## 1) 構造図として表形式で設計情報を表示する項目

## ■鉄筋コンクリート造

部材	構造図として表形式で設計情報を表示する項目
柱	・符号（符号で部材の位置の断面寸法を整理する場合に限る）
	・断面寸法（矩形の場合は幅・せい、円形の場合は直径、ハンチがある場合はその位置の寸法）
	・コンクリート及び鉄筋の材料の種別*
	・主筋 〔 総本数、断面寸法の方向（X・Y方向）の本数と径、寄せ筋又は多段配筋の場合はその段に配置する総本数 〕
	・帯筋（一組の本数（柱部・仕口部*）、径と間隔）
	・芯鉄筋（総本数、断面寸法の方向（X・Y方向）の本数と径）
	・芯鉄筋の位置の寸法*
	・断面寸法の位置の名称 〔 主筋、寄せ筋、多段配筋、芯鉄筋と帯筋の配筋、断面寸法が部材位置により異なる場合に限る（柱頭と中央の位置等） 〕
大ばり	・符号（符号で部材の位置と断面寸法を整理する場合に限る）
	・断面寸法（幅・せい、ハンチがある場合はその位置の寸法）
	・コンクリート及び鉄筋の材料の種別*
	・主筋（総本数と径、多段配筋の場合はその段に配置する総本数）
	・カットオフ筋の長さ（構造計算による場合に限る）
	・あばら筋（一組の本数、径と間隔）
	・幅止め筋（本数、径と間隔）（構造計算による場合に限る）
	・腹筋（本数と径）（構造計算による場合に限る）
・断面寸法の位置の名称 〔 主筋、多段配筋、あばら筋、幅止め筋と腹筋の配筋、断面寸法が部材位置により異なる場合に限る（端部と中央の位置等） 〕	
耐力壁	・符号（符号で部材の位置と断面寸法を整理する場合に限る）
	・断面寸法（壁厚さ）
	・コンクリート及び鉄筋の材料の種別*
	・縦筋、横筋（径、間隔と配置の種類）
	・開口補強筋（縦筋、横筋と斜め筋の本数と径）
小ばり	・符号（符号で部材の位置と断面寸法を整理する場合に限る）
	・断面寸法（幅・せい、ハンチがある場合はその位置の寸法）
	・コンクリート及び鉄筋の材料の種別*
	・主筋（総本数と径、多段配筋の場合はその段に配置する総本数）

部材	構造図として表形式で設計情報を表示する項目
	・ あばら筋（一組の本数、径と間隔）
	・ 幅止め筋（本数、径と間隔）（構造計算による場合に限る）
	・ 腹筋（本数と径）（構造計算による場合に限る）
	・ 断面寸法の位置の名称 （主筋、多段配筋、あばら筋、幅止め筋と腹筋の配筋、断面寸法が部材位置により異なる場合に限る（端部と中央の位置等））

### ■鉄骨造

部材	構造図として表形式で設計情報を表示する項目
柱	・ 符号（符号で部材の位置の断面寸法と材料の種別を整理する場合に限る）
	・ 断面寸法 （矩形の場合は幅・せいと厚さ、円形の場合は直径と厚さ、その他の場合は外形が分かる寸法と厚さ）
	・ 鋼材の材料の種別※
	・ 継手の構造※ （高力ボルト（ボルト）の径、S.PLの厚さ・幅・長さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法）
	・ 継手の位置の寸法※
	・ 圧縮材の有効細長比※
	・ 仕口の構造※ （高力ボルト（ボルト）の径及び本数、G.PLの厚さ・幅・長さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法）
	・ 継手又は仕口の符号 （符号で柱の断面寸法による継手又は仕口の構造を整理する場合に限る）
・ 断面寸法の位置の名称 （断面寸法が部材位置により異なる場合に限る（柱頭と中央の部分の位置等））	
大ばり	・ 符号（符号で部材の位置の断面寸法と材料の種別を整理する場合に限る）
	・ 断面寸法 （矩形の場合は幅・せいと厚さ、その他の場合は外形が分かる寸法と厚さ、ハッチがある場合はその寸法）
	・ 鋼材の材料の種別※
	・ 継手の構造※ （高力ボルト（ボルト）の径、S.PLの厚さ・幅・長さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法）

部材	構造図として表形式で設計情報を表示する項目
	・継手の位置の寸法※
	・ハンチの位置の寸法※（ハンチがある場合に限る）
	・仕口の構造※ （高力ボルト（ボルト）の径及び本数、G.PLの厚さ・幅・長さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法）
	・継手又は仕口の符号 （符号で大ばりの断面寸法による継手又は仕口の構造を整理する場合に限る）
	・断面寸法の位置の名称 （断面寸法が部材位置により異なる場合に限る（端部と中央の位置等））
斜材 (鉛直部材に限る)	・符号（符号で部材の位置の断面寸法と材料の種別を整理する場合に限る）
	・断面寸法 （矩形の場合は幅・せいと厚さ、円形の場合は直径と厚さ、その他の場合は外形が分かる寸法と厚さ）
	・鋼材の材料の種別※
	・継手の構造※ （高力ボルト（ボルト）の径及び本数、S.PLの厚さ・幅・長さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法）
	・継手の位置の寸法※
	・接合部の構造※ （高力ボルト（ボルト）の径及び本数、G.PLの厚さ・幅・長さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法）
小ばり、 片持ち ばり、 間柱	・符号（符号で部材の位置の断面寸法と材料の種別を整理する場合に限る）
	・断面寸法 （矩形の場合は幅・せいと厚さ、その他の場合は外形が分かる寸法と厚さ、ハンチがある場合はその寸法）
	・鋼材の材料の種別※
	・継手の構造※ （高力ボルト（ボルト）の径及び本数、S.PLの厚さ・幅・長さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法）
	・継手の位置の寸法※
	・ハンチの位置の寸法※（ハンチがある場合に限る。）

部材	構造図として表形式で設計情報を表示する項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接合部の構造<sup>※</sup></li> </ul> <p>〔 高力ボルト（ボルト）の径及び本数、G. PL の厚さの寸法、それらの材料の種別、溶接による場合は、溶接の方法 〕</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継手又は接合部の符号</li> </ul> <p>〔 符号で小ばり、片持ちばり及び間柱の断面寸法による継手又は接合部の構造を整理する場合に限る 〕</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断面寸法の位置の名称</li> </ul> <p>（断面寸法が部材位置により異なる場合に限る（端部と中央の位置等））</p>

## 2) 項目の設計情報を説明する図示

## ■鉄筋コンクリート造

部材	項目の設計情報を説明する図示
柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断面の凡例</li> </ul> <p>〔 ・ 伏図と部材リストで、断面寸法の方向が異なる場合はその方向を記載（X・Y 方向）  ・ 幅とせい又は直径、基準線からの寸法  ・ 主筋の配置（部材リストに表現した主筋の総本数の配置の説明を含む）  ・ 帯筋の配置（部材リストに表現した一組の本数の配置の説明を含む）  ・ 寄せ筋又は多段配筋がある場合は、その配置  ・ 芯鉄筋がある場合は、配置と基準線からの寸法 〕</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄筋の材料の種別<sup>※</sup></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ方向（柱頭と中央等）の基準線からの寸法</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンチ形状の基準線からの寸法（ハンチがある場合に限る）</li> </ul>
大ばり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主筋の配置する方向の名称（X・Y 方向等の名称）とその方向の主筋位置（高さ方向）<sup>※</sup></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断面の凡例</li> </ul> <p>〔 ・ 幅、せいの寸法の押さえ位置  ・ 主筋を配置する位置（表に表現した主筋の総本数の配置の説明を含む）  ・ あばら筋を配置する位置（表に表現した一組の本数の配置の説明を含む）  ・ 幅止め筋を配置する位置（表に表現した本数の配置の説明を含む）  （構造計算による場合に限る）  ・ 腹筋を配置する位置（表に表現した本数の配置の説明を含む）  （構造計算による場合に限る） 〕</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄筋の材料の種別<sup>※</sup></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カットオフ筋の長さの押さえ位置<sup>※</sup></li> </ul>

部材	項目の設計情報を説明する図示
	・断面寸法の位置（端部と中央の位置等）の名称の押さえ位置※
	・ハンチ形状の押さえ位置（ハンチがある場合に限る）
耐力壁	・断面の凡例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚さの寸法の押さえ位置</li> <li>・縦筋、横筋の配置の種類（ダブル、チドリダブル又はシングル）</li> </ul>
	・鉄筋の材料の種別※
	・開口補強筋を配置する位置※
小ぶり	・主筋の配置する位置（高さ方向）※
	・断面の凡例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅、せいの寸法の押さえ位置</li> <li>・主筋を配置する位置（表に表現した主筋の総本数の配置の説明を含む）</li> <li>・あばら筋を配置する位置（表に表現した一組の本数の配置の説明を含む）</li> <li>・幅止め筋を配置する位置（表に表現した本数の配置の説明を含む） （構造計算による場合に限る）</li> <li>・腹筋を配置する位置（表に表現した本数の配置の説明を含む） （構造計算による場合に限る）</li> </ul>
	・鉄筋、コンクリートの材料の種別※
	・断面寸法の位置（端部と中央の位置等）の名称の押さえ位置
	・ハンチ形状の押さえ位置（ハンチがある場合に限る）

### ■鉄骨造

部材	項目の設計情報を説明する図示
柱	・断面寸法の凡例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伏図と部材リストで、断面寸法の方向が異なる場合はその方向を記載(X・Y 方向)</li> <li>・矩形の場合は幅・せいと厚さ、円形の場合は直径と厚さ、その他の場合は外形が分かる寸法と厚さの寸法の押さえ位置、ハンチがある場合はその寸法の押さえ位置、その他 BH 等の寸法の押さえ位置</li> </ul>
	・鋼材の材料の種別※
	・継手又は仕口に使用する高力ボルト(ボルト)と PL の材料の種別※
	・継手又は仕口に使用する高力ボルト(ボルト)の配置の方法、間隔とへりあきの寸法※
	・断面寸法の位置(柱頭と中央の部分の位置等)の名称の押さえ位置
	・ハンチの押さえ位置(ハンチがある場合に限る)

部材	項目の設計情報を説明する図示
大ばり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面寸法の凡例</li> <li style="margin-left: 20px;">〔 ・幅・せいと厚さの寸法の押さえ位置、ハンチがある場合はその寸法の押さえ位置、その他 BH 等の寸法の押さえ位置 〕</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼材の材料の種別※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継手又は仕口に使用する高力ボルト（ボルト）と PL の材料の種別※</li> <li>・継手又は仕口に使用する高力ボルト（ボルト）の配置の方法、間隔とへりあきの寸法※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面寸法の位置（端部と中央の位置等）の名称の押さえ位置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンチの押さえ位置（ハンチがある場合に限る）</li> </ul>
斜材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面寸法の凡例</li> <li style="margin-left: 20px;">〔 ・矩形の場合は幅・せいと厚さ、円形の場合は直径と厚さ、その他の場合は外形が分かる寸法と厚さの寸法の押さえ位置、その他 BH 等の寸法の押さえ位置 〕</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼材の材料の種別※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継手又は接合部に使用する高力ボルト（ボルト）と PL の材料の種別※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継手又は接合部に使用する高力ボルト（ボルト）の配置の方法、間隔とへりあきの寸法※</li> </ul>
小ばり、片持ちばり、間柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面寸法の凡例</li> <li style="margin-left: 20px;">〔 ・幅・せいと厚さの寸法の押さえ位置、ハンチがある場合はその寸法の押さえ位置、その他 BH 等の寸法の押さえ位置 〕</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼材の材料の種別※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継手又は端部接合に使用する高力ボルト（ボルト）と PL の材料の種別※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継手又は端部接合に使用する高力ボルト（ボルト）の配置の方法、間隔とへりあきの寸法※</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断面寸法の位置（端部と中央の位置等）の名称の押さえ位置</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンチの押さえ位置（ハンチがある場合に限る）</li> </ul>

## 4 設備分野

### 4-1 凡例

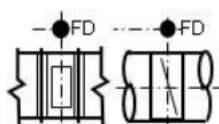
設備分野について法令で求められる部分を明示する場合の標準的な凡例は、下記の基準類を基に概ね共通化された表現が用いられている。そのため、BIM 図面審査における確認申請図書表現標準においては、特に標準とする凡例は定めない。

#### ■凡例の基準類

基準類	出典
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課
SHASE-S Standard 図示記号	公益社団法人空気調和・衛生工学会規格
初級技術者のための施工図作成マニュアル 空調設備工事編	特定非営利活動法人(NPO)設備システム研究会
初級技術者のための施工図作成マニュアル 衛生設備工事編	特定非営利活動法人(NPO)設備システム研究会
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課
構内電気設備の配線用図記号	日本産業規格 JIS C 0303

なお、複線表示で図示する場合には、下図に示すように傍記※)を加える。

ダンパーの傍記例



※) 傍記とは、図書凡例の横に添えて書き加える注記や説明のことを指す。